

(参考)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（248物質）

(H8年第2次答申、H22年第9次答申)

優先取組物質（23物質）

(H8年第2次答申、H22年第9次答申：下線部)

環境基準（4物質）（環境基本法に基づく告示）

指定物質抑制基準（3物質）

（大気汚染防止法附則に基づく告示）

- ・ベンゼン
- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン

・ジクロロメタン

指針値（8物質）

(H15年第7次答申、H18年第8次答申、H22年第9次答申：下線部)

- ・アクリロニトリル
- ・水銀及びその化合物
- ・クロロホルム
- ・1,3-ブタジエン
- ・塩化ビニルモノマー
- ・ニッケル化合物
- ・1,2-ジクロロエタン
- ・ヒ素及びその化合物

- ・アセトアルデヒド
- ・クロム及び三価クロム化合物
- ・酸化エチレン
- ・ベリリウム及びその化合物
- ・ホルムアルデヒド
- ・ダイオキシン類（ダイオキシン法に基づき対応）
- ・塩化メチル
- ・六価クロム化合物
- ・トルエン
- ・ベンゾ[a]ピレン
- ・マンガン及びその化合物

・その他 226物質（注）

(注) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」の2つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は226物質となる。